

○学校法人聖マリアンナ医科大学男女共同参画キャリア支援センター規程
(平成 27 年 4 月 1 日)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)の理念に基づき、学校法人聖マリアンナ医科大学(以下「法人」という。)において、男女共同参画の推進に必要な組織その他の必要な事項を定めるものとする。

2 法人における男女共同参画の推進については、この規程によるもののほか、関係法令及び学内諸規則等に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、男女共同参画の推進とは、学生・生徒及び教職員等が、性別にかかわらず組織の対等な構成員として、あらゆる活動に参画する機会が確保され、もって、自らの責任のもとにその個性と能力を十分に発揮し、かつ、学業・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することのできる組織の形成を総合的かつ計画的に推進することをいう。

第2章 男女共同参画キャリア支援センター

(設置)

第3条 法人に、男女共同参画を推進するために、男女共同参画キャリア支援センター(以下「センター」という。)を置く。

(業務)

第4条 センターは、男女共同参画の推進を図るため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に係る基本方針に関すること
- (2) 男女共同参画を推進に係る方策の企画及び実施に関すること
- (3) 男女共同参画状況の調査及び分析に関すること
- (4) 男女共同参画に係る情報発信及び啓発活動に関すること
- (5) 男女共同参画に係る相談体制に関すること
- (6) その他男女共同参画の推進に関すること

(構成)

第5条 センターにセンター長を置き、学長をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を総括する。
- 3 センターに複数名の副センター長を置き、センター長が指名する。

- 4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ指名された副センター長がその職務を代理し又はその職務を行う。
- 5 前項の他、必要に応じてその他の教職員等を置くことができる。

(センター顧問)

第6条 センターにセンター顧問を置くことができる。

- 2 センター顧問は、学長が推薦する常勤理事のうち、理事長が指名した者とする。
- 3 センター顧問は、センター長の要請により、管理運営に関し意見を述べるができる。

第3章 男女共同参画キャリア支援センター運営委員会

(運営委員会)

第7条 センターの業務を円滑に運営するために男女共同参画キャリア支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 その他、運営委員会については、別に定める。

第4章 事務及び相談窓口

(事務)

第8条 センターに関する事務は、教学部学長室の協力を得て、人事部人事課において処理する。

(相談窓口)

第9条 男女共同参画に関する事務処理を円滑にするため、次に掲げる部署に男女共同参画に関する相談窓口を置く。

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| (1) 医学部学生 | 教学部学務課 |
| (2) 大学院生 | 教学部大学院・研究推進課 |
| (3) 看護専門学校生徒 | 看護専門学校事務室 |
| (4) 臨床研修医 | 各附属病院臨床研修センター |
| (5) 菅生キャンパス教職員関係 | 人事部人事課 |
| (6) 東横病院 | 東横病院事務室総務課 |
| (7) 西部病院 | 西部病院事務部総務課 |
| (8) 多摩病院 | 多摩病院事務部総務課 |
| (9) プレスト&イメージング先端医療センター附属クリニック | 附属クリニック事務室 |

第5章 その他

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、男女共同参画に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。